

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則 福島ロボットテストフィールド条例等の施行期日を定める規則 二六四
- 告示 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 二六四
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二六五
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 二六五
- 生活保護法による指定介護機関の事業を休止した旨届出があった件 二六五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二六五
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二六六
- 県営土地改良事業計画を変更した件 二六六
- 地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件 二六六
- 公告 一般競争入札を行う件 二六七
- 地域森林計画の案を定めた件 二六九
- 地域森林計画の変更案を定めた件三件 二六九
- 浸水想定区域を指定した件二件 二六九

規 則

福島ロボットテストフィールド条例等の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年十月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第三十二号

福島ロボットテストフィールド条例等の施行期日を定める規則

（福島ロボットテストフィールド条例の施行期日）

第一条 福島ロボットテストフィールド条例（平成三十年福島県条例第六十三号。ただし、第三条第一項第五号、第七号、第十号、第十二号及び第十四号に限る。）の施行期日は、令和元年十月二十五日とする。

第二条 福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例の施行期日（平成三十年福島県条例第九十号。ただし、第九条から第十三条までの規定に限る。）の施行期日は、令和元年十月二十五日とする。

（産業創出課ロボット産業推進室）

告 示

福島県告示第三百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年十月十八日 福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ヘルパーステーション 暖らん	会津若松市 滝沢町一―一六	合同会社 Welfare Volunteer	会津若松市居合町七―二三	平成三二年 四月一日	訪問介護
つるが指定居宅介護支援事業所	会津若松市 一箕町大字 鶴賀字船ヶ森 東五三 五―一	一般財団法人 温知会	会津若松市鶴賀町一―一	同 日	居宅介護支援
特別養護老人ホームハツ	喜多方市山都町相川字	社会福祉法人 天心会	喜多方市松山町 村松字北原三六	令和元年六月四日	地域密着型介護老

ピーランド あいかわ	鶴巻田甲九 七八一四	五六一一	人福祉施 設入所者 生活介護
---------------	---------------	------	----------------------

(社会福祉課)

福島県告示第三百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

令和元年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
訪問看護な い ろ ス テ ー シ ョ ン	会津若松市東千 石一―二―一三	会津若松市東千 石一―二―一七	会津医療 生活協同 組合	会津若松市東千 石一―二―一三

(社会福祉課)

福島県告示第三百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和元年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社 西郷村あ	西白河郡 西郷村小	佐藤 清	西白河郡西郷村 小田倉字狼山合	令和元年一〇月三 一日	居宅介護 支援

い居宅介 護 支 援 事 業 所	田倉字狼 山合一	一一	
------------------------------------	-------------	----	--

(社会福祉課)

福島県告示第三百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を休止した旨届出があった。

令和元年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	休止年月日	サービスの種類
健康倶楽 部あいつ ヘルパー スケーショ ン「鶴成 館」	会津若松 市門田町 飯寺字村 東三〇 五―二	医療法人 社団「平 成会	大沼郡会津美里 町萩窪字上野一 八五	平成三一年四月一 日	訪問型 サービスの (みなし)
つるが指 定居宅介 護支援事 業所	会津若松 市一箕町 大字鶴賀 船ヶ森東 五三五― 一	一般財団 法人 温 知会	会津若松市鶴賀 町一一一	令和元年六月一日	居宅介護 支援
デイサー ビスセン ター城南	会津若松 市城南町 三一四一	一般財団 法人 温 知会	会津若松市鶴賀 町一一一	同 年五月三二 日	地域密着 型通所介 護

(社会福祉課)

福島県告示第三百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）（附則第五條第四項の規定により法第六條第二項の規定による届出とみなされる法附則第五條第一項の変更の届出に係り法第八條第一項の規定により聴取した意見の概要及び同條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年十月十八日から同年十一月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ南相馬店 福島県南相馬市原町区北原字境堀七六番地一ほか十四筆

二 法第八條第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、鹿島町土地改良区から令和元年九月十日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月九日認可した。

令和元年十月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

（農村計画課）

福島県告示第三百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八條第一項の規定により、駒形第二地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和元年十月二十一日から

同 年十一月十一日まで（二十一日間）

三 縦覧の場所

喜多方市役所

（農村計画課）

福島県告示第三百二十六号

地籍調査に関する事業計画を定めた件（令和元年福島県告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

令和元年十月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

表会津若松市の項中「徒之町」を「徒之町 徒之町第二」に改める。

（農村計画課）

公 告

公告第120号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県環境創造センター電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年10月18日

福島県環境創造センター所長 角 山 茂 章

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県環境創造センター電気供給業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 供給期間 令和2年3月1日から令和3年2月28日まで

(4) 供給場所 福島県環境創造センター（福島県田村郡三春町字深作10番2号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電力事業者として登録を受けている者であり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年11月12日（火）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号963-7700 福島県田村郡三春町字深作10番2号

福島県環境創造センター総務企画部総務課

電話0247-61-6111

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年11月12日（火）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和元年10月18日（金）から同年11月28日（木）まで（土曜日、日曜日、同年10月22日及び同年11月4日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年11月1日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和元年11月29日（金）午前10時30分

(2) 場所 福島県環境創造センター（福島県田村郡三春町字深作10番2号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年11月28日（木）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保

証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県環境創造センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at Fukushima Prefectural Centre for Environmental Creation 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:30 a.m., 29 November 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 28 November 2019
- (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Centre for Environmental Creation, 10-2 Fukasaku, Miharu Town, Tamara County, Fukushima 963-7700 Japan
TEL 0247-61-6111

(環境共生課)

公告第百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類
阿武隈川地域森林計画書案

二 縦覧の期間

令和元年十月十八日から同年十一月十七日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部

（森林計画課）

公告第百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類
奥久慈地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

令和元年十月十八日から同年十一月十七日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部

（森林計画課）

公告第百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類
会津地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

令和元年十月十八日から同年十一月十七日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南会津農林事務所森林林業部

（森林計画課）

公告第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類
磐城地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

令和元年十月十八日から同年十一月十七日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部、福島県相双農林事務所富岡林業指導所及び福島県いわき農林事務所森林林業部

（森林計画課）

公告第百二十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、大滝根川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和元年十月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

（河川整備課）

公告第百二十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、小泉川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和元年十月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(河川整備課)